

2025 年 1 月 30 日

各 位

委 託 会 社 名 大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小松 幹太
担当者の役職氏名 ラップ・ETF ビジネス部 長尾 健司
(連絡先 0120-106212)

**iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）
重大な約款変更（確定）のお知らせ**

当社は、「iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）」およびその主要投資対象である「NASDAQ100指数（為替ヘッジなし）マザーファンド」につきまして、2024年11月12日に開示しました「iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ」に記載のとおり、重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行いました。その結果、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する基準日（2024年11月27日）現在の受益権口数が、同日現在の受益権総口数の3分の2以上となったことから、予定どおり、「iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）」は2025年3月6日付、「NASDAQ100指数（為替ヘッジなし）マザーファンド」は2025年3月10日付で約款変更を実施いたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）（銘柄コード：2840）

（以下「当 ETF」といいます。）

NASDAQ100 指数（為替ヘッジなし）マザーファンド

（以下「当マザーファンド」といいます。）

2. 約款変更に関する日程

- ・ 書面決議日 : 2025 年 1 月 30 日（木）
- ・ 金融庁への届出日 : 2025 年 1 月 31 日（金）
- ・ 買取請求期間開始日 : 2025 年 2 月 3 日（月）
- ・ 買取請求期間終了日 : 2025 年 2 月 25 日（火）
- ・ 当 ETF の約款変更実施日 : 2025 年 3 月 6 日（木）
- ・ 当マザーファンドの約款変更実施日 : 2025 年 3 月 10 日（月）

3. 約款変更の内容および理由

① 変更内容

追加設定時および一部解約時の受益権の価額を以下のとおり変更します。（下線部を変更）

※当ETFの2025年3月6日の申込受付分（2025年3月7日の基準価額適用）から適用いたします。

● iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）

＜追加設定時＞

変更前：追加設定受付日の翌営業日の基準価額

変更後：追加設定受付日の翌営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、100.05%とします。（今後変更される場合があります。）

<一部解約時>

変更前：一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額

変更後：一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、0.05%とします。(今後変更される場合があります。)

●NASDAQ100指数（為替ヘッジなし）マザーファンド

<追加設定時>

変更前：追加設定を行う日の前営業日の基準価額

変更後：追加設定を行う日の前営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、100.05%とします。(今後変更される場合があります。)

<一部解約時>

変更前：一部解約を行う日の前営業日の基準価額

変更後：一部解約を行う日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、0.05%とします。(今後変更される場合があります。)

② 変更理由

追加設定や一部解約に伴う組入資産の売買にかかる費用を、当該追加設定や一部解約を行う投資家に負担していただくことで、信託財産の毀損を防ぐため。

4. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の約款変更に関し反対された受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第18条に基づいて、2025年2月3日から同年2月25日までの間に、当ETFの受託会社に対して、2024年11月27日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、約款変更に関し反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

5. 信託約款の新旧対照表

iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）

変 更 後	現 行
(受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～④ (略) ⑤ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額とします。 ⑥～⑦ (略) (信託契約の一部解約) 第46条 (略) ②～④ (略) ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。 ⑥～⑧ (略)	(受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～④ (略) ⑤ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ⑥～⑦ (略) (信託契約の一部解約) 第46条 (略) ②～④ (略) ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ⑥～⑧ (略)

NASDAQ100 指数（為替ヘッジなし）マザーファンド

変 更 後	現 行
（追加信託金の計算方法） 第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ②～③ （略） （信託契約の一部解約） 第41条 （略） ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。	（追加信託金の計算方法） 第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ②～③ （略） （信託契約の一部解約） 第41条 （略） ② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

以上